

事務連絡
令和4年11月15日

高齢者関係施設等 施設長 様
 管理者 様
(政令市・中核市所在の施設等は除く)

兵庫県福祉部高齢政策課長

高齢者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金について

平素は、高齢者福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底の上、事業継続にご尽力いただいているところですが、原油価格の上昇や食料料費、光熱水費など物価高騰の影響により、施設・事業所の運営にも大きな影響が出ていることから、一時支援金を支給いたします。

つきましては、当該補助金の申請方法について下記の県ホームページに掲載しましたので、下記にご留意の上、期日までに申請手続き等をお願いします。

記

1 掲載ホームページ

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/bukkakoutou.html>

※ホーム>暮らし・教育>健康・福祉 >高齢者>高齢者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金



2 申請に際しての留意事項

- (1) 申請は、原則、以下記載の電子申請フォームから申請ください。
- (2) 申請手続き等がご不明な場合は、裏面記載の専用事務局にお問い合わせください（高齢政策課ではお問い合わせ対応はできかねますので、ご注意ください）。
- (3) 補助対象事業所について、裏面及びHP掲載の要件を十分ご確認ください。

高齢者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金の申請手続き

1 補助対象事業所

令和4年11月1日時点で現に指定等を受けており、かつサービスを提供している者（介護サービスにあつては介護報酬の請求がある者）（休止中を除く）
ただし、以下に該当する場合は申請できません。

- ① 政令市・中核市に所在する事業所
- ② 当該一時支援金の申請時点で廃止している事業所
- ③ 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人が設置する事業所（指定管理者制度による運営を含む）
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業
- ⑤ 基準上の設備を共有する事業所であつて、「障害者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金」の交付を受ける施設・事業所



2 補助金の額


サービス区分（入所・通所・訪問）及び定員規模に応じた額

【HP掲載の「基準単価表」参照】

（入所：5万円～205万円、通所：1万8千円～73万8千円、訪問：2万5千円）

- ※ 対象となる事業所において、基準上の設備を共有する複数サービスの指定を受けている場合は、1つの施設・事業所として取扱います。
- ※ 介護サービスに相応する各介護予防サービスは、当該介護サービスとみなします。

3 申請方法

申請方法	電子申請ができる場合	電子申請に先立ち、まず下記の URL 又は QR コードからアクセスいただき、法人情報登録用 URL 取得のため貴法人のメールアドレス登録を必ず行ってください。 ※スマートフォンでの申請も可能です。 ①法人メールアドレス登録用 URL https://hyogo-koutoutaisaku.form.kintoneapp.com/public/top ②法人メールアドレス登録用 QR コード  メールアドレス登録がされると事務局から「法人情報登録用 URL」が送信されます。この URL から①法人情報登録と、②介護保険事業所番号ごとでの補助金申請をしてください(申請完了後に完了メールが届きます)。
	電子申請ができない場合	電子申請による受付としますが、電子申請ができない場合は、HP より申請書をダウンロードし、下記までお送りください。(郵送の際は、必ずレターパックでお送りください)。 ※郵送先 650-8567 (住所不要) 兵庫県原油価格・物価高騰対策一時支援金支給事業事務局 あて
申請時期	令和4年11月15日(火)～令和4年12月14日(水)【厳守】	
支払について	事務局及び県担当課において申請内容を確認のうえ、交付決定後、申請時に登録された口座に振り込みます。	

4 問い合わせ先

兵庫県原油価格・物価高騰対策一時支援金支給事業事務局コールセンター

078-361-5300

受付時間:平日9時～17時(土日祝日は除く)